



CFDPLUS

エフエックス・オンライン・ジャパン株式会社 PureDeal 重要事項説明書

重要事項説明書

本説明書に記載されている事項は、当社が行うCFD取引の内容について、お客様に特にご留意頂きたい重要な事項です。当社での取引をご検討いただくにあたっては、必ず事前に本説明書をよくお読みになり、本書の内容を十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。その上で、自己の資力、取引経験および投資目的などに照らして適切であると判断される場合にのみ、取引を開始し、または継続していただきますようお願い申し上げます。

CFD取引はハイリスク・ハイリターンな取引であり、元本保証はありません。CFD取引においては、取引対象である株価指数、商品等の価格の変動により損失が発生する可能性があります。CFD取引においては、お客様が当社に預託した証拠金を担保として、実際には証拠金より多額の取引を行うことが可能であるため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

CFD取引にかかる原資産の相場状況の急変時や、流動性が低下している際に、当社の提示する売値と買値の差であるスプレッドが拡大する、または価格を提示することができないことがあり、お客様が意図し

た取引ができない可能性があります。またストップ注文は注文水準に達した場合に成り行きで執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。

株価指数CFD取引、商品直物CFD取引においては、未決済のポジションに対して調達コストが発生します。原則として買いポジションに対しては調達コストの支払いとなり、お客様の証拠金が減少する(損失)することとなります。また基準通貨の金利が低い場合、売りポジションに対しても調達コストが支払いとなることがあります。その場合、お客様の証拠金が減少する(損失)することとなります。調達コストは基準通貨の金利の変動などによって毎日変動します。

株価指数CFD取引においては未決済のポジションに対して配当金相当額の授受が発生します。売りポジションに対しては配当相当額の支払いとなり、お客様の証拠金が減少する(損失)することとなります。

当社の取引システムでは両建て(ヘッジ)のお取引を行うことができますが、売買スプレッドの差が二重負担となり、余剰金額が減ることになります。また調達コストは支払額が大きく設定されているため、証拠金が減少することになります。

取引システムまたは当社およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

CFD取引にかかる取引手数料は、売買、新規注文、決済注文の別にかかわらず原則、無料となっております。ギャランティストップ(ストップ保証)を付加する際には、保証料として売買スプレッドのほか、にスプレッドが加減されます。保証料は取引チケットに表示されます。

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

CFD取引は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対しては当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、CFD取引のリスクをヘッジするために以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。

[カバー取引先](カッコ内は、外国法人の場合の監督当局)

IGマーケッツ リミテッド(IG Markets Limited) デリバティブ取引業者:英国(FSA)

当社またはカバー取引先の業務または財産の状況が悪化した場合、当社のカバー取引が困難となることでお客様の注文を執行することができず、お客様に損失が生じる場合があります。

お客様から当社が預託を受けた証拠金は三井住友銀行への金銭信託により当社固有の財産とは別して管理されます。

お客様からみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、ジャパンネット銀行、イーバンク銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行への預託証拠金入金専用口座(普通預金口座)にお振込みいただいた新規資金、追加資金は当日の取引終了時点を基準時として全取引値洗い後の預託証拠金残高全額を、金融機関の翌営業日に三井住友銀行の信託口座に振替えます。入金専用の普通預金口座へ1営業日(金融機関の営業日)滞留した証拠金は公的保護の対象となっていないため、証拠金振込み先銀行の業務または財産の状況が悪化した場合、お客様が損失を被る可能性があります。

1. 金融商品取引業者(当社)の概要および 連絡先

商号：エフエックス・オンライン・ジャパン株式会社

住所：東京都港区東新橋1丁目5番2号

汐留シティセンター10階

代表者：代表取締役 ジェームズ・ダラス・ガウ

資本金：4億円

業務：店頭デリバティブ取引

(店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理は行いません。)

会社設立：平成14年12月3日

登録番号：関東財務局長(金商)第255号

加盟協会：日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会 会員番号1527

加入投資者保護基金：日本投資者保護基金

(注意：当社が取り扱う店頭デリバティブ取引は、日本投資者保護基金の補償対象とはなっておりませんので、ご注意ください。)

加入認定個人情報保護団体：日本証券業協会

電話番号：03-6704-8500 / 0120-25-7734

ウェブサイト：<http://www.fxonline.co.jp>

当社が取り扱う店頭デリバティブ取引に関するお問い合わせは、上記の電話番号で承ります。

2. 提示される価格について

取引にあたり、当社からお客様に提示する商品直物CFD価格は、取引時刻に近接した時点の原市場における実勢取引価格を基準とし、市場動向等を勘案して当社が独自に決定します。株価指数CFD取引、株価指数先物CFD取引、債券先物・金利先物CFD取引、商品先物CFD取引では、取引時刻に近接した時点の先物価格を基準とし、市場動向等を勘案して当社が独自に決定します。バイナリーオプション取引では、参照資産の価格を参考にして当社が独自に決定します。最新の提示価格については、当社取引システム内に表示されております。お取引の際には必ず最新の提示価格をご確認ください。

また、上記の提示価格は、売付価格と買付価格で異なります。このような売値と買値の差は「スプレッド」と呼ばれ、市場環境により変動することがあります。

株価指数CFD取引、株価指数先物CFD取引、債券先物・金利先物CFD取引、商品先物CFD取引における価格は当社が独自に決定するため、実際の株価指数、株価指数先物等とは異なる価格が表示されることがあります。

3. お客様の同意を得て行うべき事項

CFD取引を行うにあたり、当社は、以下の各事項については必ずお客様の指示に基づいてこれを行い、お客様の同意なくこれらを行うことはありません。

取引の種類、取引する銘柄、および取引期限の決定

取引の件数または数量(1ロットのサイズについては、商品別コントラクト・ディテールにてご確認ください。)

取引の対価の額または約定数値(取引価格)の決定

取引の売買の別、注文種類の別、およびこれに準じる事項の決定

既に成立している取引を期限前に決済すること(ただし、お客様等の事由により当該CFD取引にかかるお客様等の債務が履行されないまたは履行されないおそれがある場合に、当社が期限前に決済する場合を除きます。)

4. 取引口座の種別

口座種別は(1)スタンダード口座と(2)リスク限定口座の2種類の設定となります。

(1)スタンダード口座は、当社の提供するすべての注文タイプをご利用いただけます。ただし当社の判断により使用できる維持証拠金額の上限を定めることがあります。

(2)リスク限定口座は、注文を出す際に自動的にストップ保証が付加されます。(ストップ保証をはずすことはできません。)

スタンダード口座、リスク限定口座ともに、「円建て口座」と「USD建て口座」の設定があります。

<注意事項>

(1)お取引口座への入出金は、口座通貨のみでの承りとなります。「円口座」は円のみ、「USD口座」はUSDのみUSD建て口座の開設の場合は、日本国内の金融機関にUSD建て口座をお持ちの場合に限りです。(決済資金の入出金にかかる両替業務は行っていません。)

5. お客様の債務の履行方法、決済方法

(1) 取引口座による決済

当社との取引に関するお客様の債務の履行および決済は、全てお客様が当社に開設する取引口座を通じて行われます。したがって、取引の開始にあたっては、当社に取引口座を開設していただく必要があります。

(2) 証拠金の入金

新規の売買注文を行うためには、所定の額の証拠金を取引口座にあらかじめ入金していただく必要があります。すでにお取引を開始されており、建玉(ポジション)、未執行の注文がある場合は、「余剰金額」(証拠金有効残高から、維持証拠金額を差し引いた額)が所定の額の証拠金を上回っている必要があります。

(3) 決済の方法

CFD取引のポジションはお客様ご自身による決済、もしくは期限付き取引の場合その期限にて決済されます。お客様が期限付きでないCFD取引の買いポジションを決済、あるいは期限付きCFD取引の買いポジションを期限到来前に決済された場合、決済水準は売値となります。(売りポジションを決済する場合は、買値での決済となります。)期限付き取引が期限まで決済されなかった場合は、期限到来時に自動的に決済されます。取引の決済によって損失が発生した場合、当該金額が取引口座残高より差し引かれます。利益が発生した場合は、取引口座残高に加算されます。

お持ちの口座の通貨と異なる通貨で損益が発生した場合、当社の基準レートに最大0.5%のコストを加減した交換レートで自動的に口座の通貨に交換されます。(別途合意の場合を除く)

(4) 維持証拠金額

当社がお客様から取引の注文を受けた場合、当該注文が約定し、ポジションが決済されるまでの間、証拠金有効残高を維持証拠金額と同額以上に維持していただきます。

(5) 強制ロスカット

証拠金有効残高がポジションおよび未執行の注文の保有に必要な維持証拠金額を下回った場合、当社よりお客様へのお知らせをいたしますが、証拠金有効残高の状況を常に把握すべき責任の所在はお客様ご自身にあることをご認識ください。証拠金有効残高がお客様のポジションおよび未執行注文の保有に必要な維持証拠金額の80%に達し、あるいは下回った場合、お客様への事前の通知なく、未執行の注文の強制取消し、および未決済の売買注文を一部あるいは全部を強制的に決済(以下「強制ロスカット」といいます。)します。この強制ロスカットは、証拠金有効残高が維持証拠金額に達するまで必要とされ、執行が行われます。

6. 証拠金の必要額・計算方法

株価指数CFD取引および株価指数先物CFD取引、債券先物・金利先物CFD取引、商品先物CFD取引にかかる標準の維持証拠金額(以下「標準維持証拠金額」といいます。)は銘柄ごとに定められています。標準維持証拠金額は取引システム内の取引情報にてご確認ください。

新規注文、ポジションに対してギャランティーストップ(ストップ保証)もしくはストップ注文を付加していない場合には、標準維持証拠金額が適用されます。

新規注文に対してギャランティーストップ(ストップ保証)を付加した場合の維持証拠金額は、ギャランティーストップが成立した時点での最大損失額と同額となります。

新規注文、ポジションに対してストップ注文を付加した場合の維持証拠金額は、原則としてその時点からストップ注文が成立した際に発生する損失額にス

リッページ想定額(標準維持証拠金額にスリッページ係数を乗じて得られる金額)を加算した金額となります。ストップ注文を付加した場合の維持証拠金額は、価格の変動により随時変動します。スリッページ係数は原則として20%となりますが、市場状況その他の要因により当社の判断により変更される場合がありますので、詳細は取引システム内の取引情報にてご確認ください。ただし、ストップ注文を付与した場合の維持証拠金額は標準維持証拠金額が上限となります。

商品直物CFD取引にかかる証拠金比率は銘柄ごとに定められています。証拠金比率は取引システム内の取引情報にてご確認ください。新規注文、ポジションに対してギャランティーストップ(ストップ保証)もしくはストップ注文を付加していない場合には、維持証拠金額は取引総額に証拠金率を乗じた金額(以下「標準維持証拠金額」といいます。)となります。

新規注文、ポジションに対してギャランティーストップ(ストップ保証)を付加した場合の維持証拠金額は、ギャランティーストップが成立した時点で最大損失額と同額となります。

新規注文、ポジションに対してストップ注文を付加した場合の維持証拠金額は、その時点からストップ注文が成立した際に発生する損失額にスリッページ想定額(標準維持証拠金額にスリッページ係数を乗じて得られる金額)を加算した金額となります。ストップ注文を付加した場合の維持証拠金額は、レートの変動により随時変動します。スリッページ係数は銘柄ごとに異なりますが、市場状況その他の要因により当社の判断により変更される場合がありますので、取引システム内の取引情報にてご確認ください。

ただし、ストップ注文を付加した場合の維持証拠金額は標準維持証拠金額が上限となります。

バイナリーオプションにかかる証拠金額は取引に際して発生するその取引通貨における最大損失額と同額となります。バイナリーオプションの買いの場合、買値にオプションの取引ロット数、1ロットあたりの損益額を乗じたものが最大損失額となります。売りの場合、100と売値の差にオプションの取引ロット数、1ロットあたりの損益額を乗じたものが最大損失額となります。

<注意事項>

いずれの取引においても、維持証拠金額、証拠金比率は市場環境などに応じて変更されることがあります。変更の通知は原則行いませんので、ご注意ください。

維持証拠金額は、保有しているポジションだけでなく、未約定のリープオーダーに対しても計算されますので、ご注意ください。

なお証拠金の受け入れは金銭でのみ承ります。証拠金に代わる有価証券の受入は行っておりません。

お客様の状況により当社の判断で、証拠金の預託上限額、建玉高(未決済のお取引数)を制限させていただく場合があります。

7. 証拠金の預託方法および返還を受ける方法

(1) 証拠金の預託

当社が別途指定する当社名義の預託証拠金入金専用の銀行口座へ入金していただきます。入金、取引口座の通貨と同通貨のみのお取り扱いとなり、他通貨でのお承りはできません。入金手続きは、銀行送金または銀行振込みに限られます。(以下、「振込み」)振込み手続きは、お客様ご本人名義の口座あるいは、ご本人名義による振込み手続きのみの受付となります。ご本人名義以外によるお振込みの場合、資金受け入れの拒否、返金等の取扱いとなる場合があります。名義相違による返金に手数料が発生する場合、返金額から手数料が差し引かれます。

(2) 証拠金の返還

証拠金の返還については、お客様の証拠金有効残高が未決済のポジションならびに未約定の注文にかかる維持証拠金額を上回っている場合に、その超過額の範囲でのみ行います。証拠金の返還を行う場合は、当社は当該金額を返還の請求があった日から、円口座の場合は3営業日以内、USドル口座の場合は6営業日以内にお客様の指定する銀行口座に送金します。

指定口座は日本国内の金融機関口座のみの登録となり、外国送金による返還は受付けておりません。

8. 取引手数料の額、計算方法および徴収方法

株価指数CFD取引、株価指数先物CFD取引、債券先物・金利先物取引、商品直物CFD取引、商品先物CFD取引、バイナリーオプション取引にかかる取引手数料は、売買、新規注文、決済注文の別にかかわらず原則、無料となっております。ギャランティーストップ(ストップ保証)を付加する際には、保証料として売買スプレッドのほかにスプレッドが加算されます。保証料は取引チケットに表示されます。

9. その他取引に関しお客様の判断に影響を与える重要な事項

(1) 強制ロスカット

証拠金有効残高がポジションおよび未執行の注文の保有に必要な維持証拠金額を下回った場合、当社よりお客様へのお知らせをいたしますが、証拠金有効残高の状況を常に把握すべき責任の所在はお客様ご自身にあることをご認識ください。証拠金有効残高がお客様のポジションおよび未執行注文の保有に必要とされる維持証拠金額の80%に達し、あるいは下回った場合、お客様への事前の通知なく、未執行の注文の強制取消し、および未決済の売買注文を一部あるいは全部を強制的に決済(以下「強制ロスカット」といいます。)します。強制ロスカットが行われた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があります。なお、強制ロスカットについては上記5.(5)をご参照下さい。

(2) 強制ロスカットにかかる注文

強制ロスカットにかかる注文は、当社ロスカットルールに基づいて行われます。従って、強制ロスカットが行われた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があります。

10. お取引の手続

実際のお取引や注文の手順、方法等については、取引システム内ヘルプよりご覧ください。

11. 益金に係る税金

個人のお客様が行った店頭におけるCFD取引で発生した益金(売買による差益およびスワップポイント、調達コスト収益、配当金収益)は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間(1月1日から12月31日まで)20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。法人のお客様は法人税法にもとづいた税務申告を行う必要があります。いずれの場合も、詳しくは、所管の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせください。

12. 用語解説

・「IFO取引」

イフダン取引の2次注文としてOCO注文を出す手法。最初の注文が成立した際に、リミット注文とストップ注文が同時に有効となります。

・「相対取引」

取引所などを通さずに、売り手と買い手が直接価格、数量などを合意のうえ取引を行うこと。「OTC」ともいわれます。

・「アスク」

お客様が買うことができる価格。「買値」、「オファー」とも表示されます。

・「維持証拠金額」

お客様が保有しているポジションならびに未約定のリープオーダーに対して、そのポジションならびに注文を継続し続けるのに必要な担保。

・「イフダン注文」

2つの注文を連続して出す注文方法で、最初の注文が成立した際に初めて、2つ目の注文が有効となります。

・「OCO注文」

1つの未約定の注文、もしくはポジションに対して、リミット注文とストップ注文を同時に出す手法。リミット、ストップのどちらかが約定した際にはもう一方の注文はキャンセルされます。

・「オファー」

お客様が買うことができる価格。「買値」、「アスク」とも表示されます。

・「ギャランティーストップ注文」

未約定のリーブオーダー、もしくはポジションに対して付加することのできるストップ注文の一種。ストップ水準で必ずポジションを清算することができます。ギャランティーストップ注文を付加するには保証料が売買スプレッドに加減されます。

・「証拠金有効残高」

お客様から差し入れていただいた証拠金額に保有しているポジションをその時の価格で評価した損益を加減した実質的に保有している証拠金額のこと。

・「ストップ注文」

買いの場合現時点よりも高い価格に、売りの場合現時点よりも低い価格になった場合に成り行きで注文を出す手法。ポジションの損失を抑えるために利用することができます。

・「調達コスト」

株価指数CFD取引および商品直物CFD取引において、取引を行うために必要な資金コスト。原則として、売りポジションは受け取りとなり、買いポジションは支払いとなります。「ファンディングコスト」とも呼ばれます。

・「トレーリングストップ注文」

未約定のリーブオーダー、もしくはポジションに対して付加することのできるストップ注文の一種。ポジションが利益の出る方向に動いた場合に、ストップ注文もマーケットの動きに連動してストップ水準が変更されます。ポジションが反対方向に動いた場合にはストップ水準は変動しません。

・「配当金」

株価指数CFD取引および株式CFD取引において、取引対象の株価指数の構成銘柄もしくは対象の株式に配当金支払いがあった場合、お客様の口座に受け払いが発生します。買いポジションは受け取り、売りポジションは支払いとなります。

・「マーケット注文」

発注を行う際にその時点の売値、買値で注文を出すこと。

・「未決オーダー」

未約定のリーブオーダー。

・「ビッド」

お客様が売ることができる価格。「売値」とも表示されます。

・「リーブオーダー」

ポジションを保有するまたは清算することを目的として発注するリミット注文もしくはストップ注文のこと。

・「リミット注文」

買いの場合現時点よりも低い価格に、売りの場合現時点よりも高い価格になった場合に、すなわち現時点よりも有利な条件で取引を行う注文。

その他の取引に関する用語の解説については、当社ウェブサイトをご参照下さい。

13. 取引のリスクに関する確認事項

【株価指数CFD取引】

株価指数CFD取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご確認ください。

(1) 価格変動のリスク

株価指数CFD取引の原資産となる株価指数は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他さまざまな要因により変動します。

株価指数CFD取引は、約定代金に対して小額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、株価指数の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。

お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、またはオープンポジションを反対売買する「強制ロスカット」を行います。

株価指数が大きく変動した場合には「強制ロスカット」によってもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。

株価指数CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2) 金利変動リスク

金利変動により、株価指数は大きく変動することがあります。また株価指数の価格変動のみならず、金利の変動は日々の調達コストにも影響します。

(3) 信用リスク

株価指数CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。

お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

株価指数CFD取引においては原資産となる株価指数の構成銘柄の信用悪化により価格が大きく下落することがあります。

(4) スリッページリスク

ストップ注文は注文水準に達した場合に成り行きで執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がおお客様の意図した金額を上回る可能性があります。

株価指数CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文をいれておいても、注文レートから大きく乖離したレートで実行されることがあります。(ギャランティーストップ(ストップ保証)を除く。)

重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文価格と成立価格に大きな乖離が生じる場合があります。

(5) 流動性リスク

株価指数CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。また、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。

株価指数CFD取引ではお取引いただけない時間帯にはポジションの新規保有、決済を行うことはできません。

証券取引所で株価指数先物取引が制限値幅に達し、取引が停止された場合、株価指数CFD取引のお取引が困難となることがあります。

株価指数CFD取引では原資産となる株価指数の先物市場の取引時間外には売値、買値のспレッドが拡大します。それにより証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットされる場合があります。

株価指数CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。

株式取引、株価指数先物取引が各国当局や証券取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、売値、買値のспレッドが拡大したり、株価指数CFD取引が困難になることがあります。

戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のспレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

株価指数CFD取引ではギャランティーストップ(ストップ保証)を付与する際に、同じストップ水準で注文できる数量およびそのストップ水準を制限させていただきます。

(6) 電磁的取引(オンライン取引)のリスク

株価指数CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。

お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には株価指数CFD取引の制限が生じる可能性があります。

当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。

インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。

株価指数CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(7) その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率に変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットによる損失の確定や、未決オーダーの取消しが行われることがあります。

【株価指数先物CFD取引】

株価指数先物CFD取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

(1) 価格変動のリスク

株価指数先物CFD取引の原資産となる株価指数先物は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他さまざまな要因により変動します。

株価指数先物CFD取引は、約定代金に対して小額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、株価指数先物の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。

お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、またはオープンポジションを反対売買する「強制ロスカット」を行います。

株価指数先物が大きく変動した場合には「強制ロスカット」によってもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までに お支払いいただきます。

株価指数先物CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2) 金利変動リスク

金利変動により、株価指数先物は大きく変動することがあります。

(3) 信用リスク

株価指数先物CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。

お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

株価指数先物CFD取引においては原資産となる株価指数先物の現物株価指数の構成銘柄の信用悪化により価格が大きく下落することがあります。

(4) スリッページリスク

ストップ注文は注文水準に達した場合に成り行きで執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。

株価指数先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文をいれておいても、注文レートから大きく乖離したレートで実行されることがあります。(ギャランティーストップ(ストップ保証)を除く。)

重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文価格と成立価格に大きな乖離が生じる場合があります。

(5) 流動性リスク

株価指数先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。また、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。

株価指数先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯にはポジションの新規保有、決済を行うことはできません。

証券取引所で株価指数先物取引が制限値幅に達し、取引が停止された場合、株価指数先物CFD取引のお取引が困難となる場合があります。

株価指数先物CFD取引では原資産となる株価指数先物市場の取引量が低い時間帯には売値、買値のспレッドが拡大します。それにより証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットされる場合があります。

株価指数先物CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。

株式取引、株価指数先物取引が各国当局や証券取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、売値、買値のспレッドが拡大したり、株価指数先物CFD取引が困難になることがあります。

戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のспレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

株価指数先物CFD取引ではギャランティーストップ(ストップ保証)を付与する際に、同じストップ水準で注文できる数量およびそのストップ水準を制限させていただくことがあります。

(6) 電磁的取引(オンライン取引)のリスク

株価指数先物CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。

お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には株価指数先物CFD取引の制限が生じる可能性があります。

当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。

インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。

株価指数先物CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(7) その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットによる損失の確定や、未決オーダーの取消しが行われることがあります。

【債券先物・金利先物CFD取引】

債券先物・金利先物CFD取引は、ハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

(1) 価格変動のリスク

債券先物・金利先物CFD取引の原資産となる債券先物・金利先物は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他さまざまな要因により変動します。

債券先物・金利先物CFD取引は、約定代金に対して小額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、債券先物・金利先物の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。

お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、またはオープンポジションを反対売買する「強制ロスカット」を行います。

債券先物・金利先物が大きく変動した場合には「強制ロスカット」によってもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。

債券先物・金利先物CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2) 金利変動リスク

金利変動により、直接的に債券先物・金利先物の価格は変動します。

(3) 信用リスク

債券先物・金利先物CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。

お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

(4) スリッページリスク

ストップ注文は注文水準に達した場合に成り行きで執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。

債券先物・金利先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文をいれておいても、注文レートから大きく乖離したレートで実行されることがあります。(ギャランティーストップ(ストップ保証)を除く。)

重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文価格と成立価格に大きな乖離が生じる場合があります。

(5) 流動性リスク

債券先物・金利先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。また、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。

債券先物・金利先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯にはポジションの新規保有、決済を行うことはできません。

証券取引所で債券先物・金利先物取引が制限値幅に達し、取引が停止された場合、債券先物・金利先物CFD取引のお取引が困難となることがあります。

債券先物・金利先物CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。

債券先物・金利先物取引が各国当局や証券取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、売値、買値のスプレッドが拡大したり、債券先物・金利先物CFD取引が困難になることがあります。

戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のスプレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

債券先物・金利先物CFD取引ではギャランティーストップ(ストップ保証)を付与する際に、同じストップ水準で注文できる数量およびそのストップ水準を制限させていただくことがあります。

(6) 電磁的取引(オンライン取引)のリスク

債券先物・金利先物CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。

お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には債券先物・金利先物CFD取引の制限が生じる可能性があります。

当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。

インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。

債券先物・金利先物CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(7) その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金額が変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットによる損失の確定や、未決オーダーの取消しが行われることがあります。

【商品直物CFD取引】

商品直物取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

(1) 価格変動のリスク

商品直物CFD価格は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他さまざまな要因により変動します。

商品直物CFD取引は、約定代金に対して小額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、商品市場の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。

お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、またはオープンポジションを反対売買する「強制ロスカット」を行います。

商品直物市場が大きく変動した場合には「強制ロスカット」によってもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。

商品直物CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2) 金利変動リスク

商品直物CFD取引は金利変動により、価格が大きく変動することがあります。また直物レートのみならず、金利の変動は日々の調達コストにも影響します。

(3) 信用リスク

商品直物CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。

お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

(4) 週末週初・指標発表前後等の商品直物CFDスプレッド拡大について

天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催により商品直物市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時には大きな相場変動があることも考えられます。また週末や週初は商品直物市場の流動性が低い状況が発生します。このような市場下においては売値、買値のスプレッドが拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のスプレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットされる場合があります。

(5) スリッページリスク

ストップ注文は注文水準に達した場合に成り行きで執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。

商品直物市場では週週の始値が前週の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文をいれておいても、注文レートから大きく乖離したレートで実行されることがあります。(ギャランティーストップ(ストップ保証)を除く。)

重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文価格と成立価格に大きな乖離が生じる場合があります。

(6) 流動性リスク

商品直物市場は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。

商品直物市場の変動によって稀に商品直物CFD取引におけるお客様の保有するポジションを決済することや、あるいは新たにポジションを作ることが困難となる可能性があります。またそれに伴い、保有するポジションが強制的に決済される可能性があります。

商品直物取引が各国当局などの規制により停止されることがあります。また商品直物取引が機能を停止し、実質的に取引できなくなることがあります。その場合、当該CFDはお取引が困難になることがあります。

戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合にはお取引が困難になることがあります。

商品直物CFD取引ではギャランティーストップ(ストップ保証)を付与する際に、同じストップ水準で注文できる数量およびそのストップ水準を制限させていただくことがあります。

(7) 電磁的取引(オンライン取引)のリスク

商品直物CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。

お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には商品直物CFD取引の制限が生じる可能性があります。

当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。

インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しないレートで取引が成立してしまう可能性があります。

商品直物CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(8) その他のリスク

商品先物CFD取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資金力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご確認ください。

【商品先物CFD取引】

商品先物CFD取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資金力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご確認ください。

(1) 価格変動のリスク

商品先物CFD取引の原資産となる商品先物は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他さまざまな要因により変動します。

商品先物CFD取引は、約定代金に対して小額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、商品先物の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。

お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、またはオープンポジションを反対売買する「強制ロスカット」を行います。

商品先物が大きく変動した場合には「強制ロスカット」によってもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。

商品先物CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2) 金利変動リスク

商品先物CFD取引は金利変動により、価格が大きく変動することがあります。

(3) 信用リスク

商品先物CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。

お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

(4) スリッページリスク

ストップ注文は注文水準に達した場合に成り行きで執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。

商品先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文をいれておいても、注文レートから大きく乖離したレートで実行されることがあります。(ギャランティーストップ(ストップ保証)を除く。)

重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文価格と成立価格に大きな乖離が生じる場合があります。

(5) 流動性リスク

商品先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。また、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。

商品先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯にはポジションの新規保有、決済を行うことはできません。

商品取引所で商品先物取引が制限値幅に達し、取引が停止された場合、商品先物CFD取引のお取引が困難となることがあります。

商品先物CFD取引では原資産となる商品先物市場の取引量が低い時間帯には売値、買値のスプレッドが拡大します。それにより証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットされる場合があります。

商品先物CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。

商品先物取引が各国当局や商品取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、売値、買値のスプレッドが拡大したり、商品先物CFD取引が困難になることがあります。

戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のスプレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

商品先物CFD取引ではギャランティーストップ(ストップ保証)を付与する際に、同じストップ水準で注文できる数量およびそのストップ水準を制限させていただくことがあります。

(6) 電磁的取引(オンライン取引)のリスク

商品先物CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。

お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には商品先物CFD取引の制限が生じる可能性があります。

当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。

インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。

商品先物CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(7) その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットによる損失の確定や、未決オーダーの取消しが行われることがあります。

【バイナリーオプション取引】

バイナリーオプション取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご確認ください。

(1) 価格変動のリスク

バイナリーオプションの価格はその原資産の価格変動によって変動します。原資産価格は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他さまざまな要因により変動し、その値動きによってバイナリーオプションの価格も変動します。

バイナリーオプション取引では、その値動きによって短期間のうちに投資資金全額を上回る損失となる可能性があります。

バイナリーオプション取引にかかる通貨が口座の基準通貨と異なる場合、通貨価格の変動により投資資金を上回る損失となる可能性があります。

バイナリーオプションは、取引最終時間に近付いた際に、原資産の価格がバイナリーオプションの権利行使価格に近接している場合、価格の変動性が非常に高まります。

お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、またはオープンポジションを反対売買する「強制ロスカット」を行います。

バイナリーオプション取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動

の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2) 信用リスク

バイナリーオプション取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。

お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

(3) 流動性リスク

バイナリーオプション取引は当社の提供するその時点での価格でのみ注文を出すことができます。

原資産が各国当局や証券取引所の規制、システム障害により取引不能状態となった場合、バイナリーオプションのお取引が困難になることがあります。

戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のスプレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

(4) 電磁的取引(オンライン取引)のリスク

バイナリーオプション取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。

お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合にはバイナリーオプション取引の制限が生じる可能性があります。

当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。

インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。

バイナリーオプション取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(5) その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットによる損失の確定や、未決オーダーの取消しが行われることがあります。

14. 禁止行為

(1) 当社は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭デリバティブ取引に関して、以下の行為を行うことが禁じられています。

店頭デリバティブ取引契約(顧客を相手方として店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいう。以下同じ。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為。

顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為。

店頭金融先物取引契約(顧客を相手方として店頭金融先物取引行為を行うことを内容とする契約をいう。以下同じ。)の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭金融先物取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限る。)に対する店頭金融先物取引契約の勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための店頭金融先物取引契約の勧誘は禁止行為から除外。)

店頭金融先物取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。

店頭金融先物取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭金融先物取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。以下同じ。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭金融先物取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。

店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為。

店頭デリバティブ取引について、顧客に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。

店頭デリバティブ取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束する行為。

店頭デリバティブ取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為。

契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客に対して、金融商品取引法37条の3第1項第1号から第7号までに掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく店頭デリバティブ取引契約を締結する行為。

店頭デリバティブ取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。

店頭デリバティブ取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。)

店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為。

店頭デリバティブ取引契約に基づく店頭デリバティブ取引行為を行うことその他の当該店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為。

店頭デリバティブ取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。

店頭金融先物取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭金融先物取引契約の締結を勧誘する行為。

あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭デリバティブ取引をする行為。

金融商品取引業者の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭デリバティブ取引をする行為。

店頭デリバティブ取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電磁計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電磁情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除く。)

店頭金融先物取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭金融先物取引の売付又は買付その他のこれに準ずる取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)の勧誘その他これに類似する行為をすること。

(2) お客様は、金融商品取引法により、店頭デリバティブ取引に関して、以下の行為を行うことが禁じられています。

店頭デリバティブ取引について、当社または第三者との間で、顧客に損失が生ずることとなり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には当社または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨の約束をし、または第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、または第三者にさせた要求による場合に限ります）。

店頭デリバティブ取引について、当社または第三者との間で、当社または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨の約束をし、または第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、または第三者にさせた要求による場合に限ります）。

店頭デリバティブ取引について、当社または第三者から、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し提供する財産上の利益を受け、または第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（当社または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨の約束による場合であって当該約束が自己がし、または第三者にさせた要求によるときおよび当該財産上の利益の提供が自己がし、または第三者にさせた要求による場合に限ります）。

以上

制定 平成22年2月22日

改訂 平成22年5月1日



ONLINE[®]
FX CFD BO

CFDPLUS